

# 日本学生支援機構奨学金 「継続手続き」に関する説明資料 ＜学部学生・貸与奨学金＞

## 継続願入力期間(スカラネット・パーソナル)

2022年12月15日(木) ~ 2023年1月9日(月・祝)  
(入力時間帯) 8:00~25:00

- ※ 土日、祝日も入力できますが、年末年始(12/29~1/3)は入力できません。
- ※ 上記期間内に入力がない場合は、2023年4月以降の奨学金は「廃止」となります(奨学金は振り込まれません)。

# 「奨学金継続願」とは

次年度も学業を続けていくために、奨学金が必要かどうかを**毎年1回**、日本学生支援機構へ提出する願出のことです。奨学金の必要性は、奨学生自身が判断して届出ます。

「奨学金継続願」は、スカラネット・パーソナル(インターネット)にアクセスし、画面の指示に従って入力します。

[https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/login\\_open.do](https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/login_open.do)



「奨学金継続願」入力時に、貸与奨学金は直近1年間の奨学生の収支状況を報告します。借り過ぎがないか金額を確認してください。

○「スカラネット・パーソナル」の登録はお済みですか？ **※奨学金申込時の「スカラネット」とは別システムです。**

「奨学金継続願」は、スカラネットパーソナルのサイトから入力しますが、ログインするために**IDとパスワードが必要**です。登録が未だの方は、パソコン又は携帯端末から**ユーザ登録**を行って取得してください。



新規登録

# スカラネット・パーソナルの新規登録の方法



新規登録はこちら

ユーザーIDを既に登録済みの方はIDとパスワードを入力してログインする。

### スカラネットPS 確認情報入力

ユーザーID・パスワードの新規登録

**1. 利用規約の確認**  
スカラネット・パーソナルを新規登録する場合は、右の「利用規約」ボタンを押して利用規約を確認後、下の「同意する」を選択してください。  
「同意しない」を選択した場合は、スカラネット・パーソナルを新規登録することはできません。

同意する  同意しない

**2. 確認情報の入力**  
以下の全ての項目について、日本学生支援機構に登録している情報を正しく入力してください。

奨学生番号	<input type="text"/>								
生年月日(月日のみ)	<input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日								
性別	<input type="radio"/> 男性 <input type="radio"/> 女性								
氏名(全角カナ)	姓 <input type="text"/> 名 <input type="text"/>								
<input type="radio"/> 銀行 <table border="1"> <tr> <td>口座番号の下4桁</td> <td><input type="text"/></td> <td>支店番号</td> <td><input type="text"/></td> </tr> </table>	口座番号の下4桁	<input type="text"/>	支店番号	<input type="text"/>	<input type="radio"/> ゆうちょ銀行 <table border="1"> <tr> <td>先頭の5桁</td> <td><input type="text"/></td> <td>末尾8桁の下4桁</td> <td><input type="text"/></td> </tr> </table>	先頭の5桁	<input type="text"/>	末尾8桁の下4桁	<input type="text"/>
口座番号の下4桁	<input type="text"/>	支店番号	<input type="text"/>						
先頭の5桁	<input type="text"/>	末尾8桁の下4桁	<input type="text"/>						

奨学生の方は奨学金が振込まれる口座、返還者の方は振替口座(リレー口座)について入力してください。リレー口座の加入手続きについては、機構のホームページをご覧ください。

● 確認のため、右の画像に表示されている英数字を入力してください。  
● 英数字が判読できない場合は、再生成ボタンを押すと新たな英数字が表示されます。  
※ 確認情報入力の項目について不確かな場合は [こちら](#)。

d 9 w 7

① 利用規約を読み、「同意する」を選択。

② 奨学金が振り込まれている口座番号と支店番号を入力。

③ 左の英数字を右の欄に入力。

第一種、第二種、給付を併用で受給(貸与)している方は、いずれか一つの番号を登録することで、他の番号は自動的に登録されます(「奨学金継続願」は奨学金の種類毎に入力が必要なことに留意)。

# 「奨学金継続願」の提出（スカラネット・パーソナルの入力）

スカラネットPS 奨学金貸与・返還情報提供サービス

全体概要 詳細情報 各種届出・申請 ● 奨学金継続願提出 個人情報 ヘルプ

適格認定奨学金継続願提出

【適格認定奨学金継続願を提出されるかたへ】

この願出は次年度の奨学金の継続の意思を確認するための大切な願出です。  
必ず学校の定めた期間内に提出してください。  
提出がありませんと奨学生の資格を失うこととなりますのでご注意ください。  
事実と異なる内容を入力し提出した場合は、奨学金が廃止されることがあります。

奨学金貸与終了後は、返還の義務が生じ、一定期間経過後に毎月決められた金額を返還していただくこととなります。貸与月額と返還総額(予定)等を確認し、家庭の経済状況や、卒業後の生活設計を十分考慮のうえ提出してください。

なお、学校から配付された「貸与額通知書」は、人的保証選択者は連帯保証人及び保証人(平成21年度以前採用者は連帯保証人のみ)にも必ずご覧いただき、内容を確認してもらってください。また、未成年者は必ず親権者(後見人)にも内容を確認してもらってください。

- 奨学生番号ボタンを押すと、各番号ごとに継続願の提出を行うことができます。
- 併用貸与者は、それぞれの奨学生番号について入力が必要です。併用貸与者にも関わらず、表示されていない奨学生番号がある場合やその他不明な点は、学校に問い合わせてください。

6x04999999 (提出済)

8x04999999 ②

\*\*\*\*\*  
ご登録いただきました情報は、奨学金貸与事業のために利用されます。  
この利用目的の適正な範囲内において、登録された情報が、奨学金貸与中に在学する学校に必要に応じて提供されます。  
\*\*\*\*\*

各機能へのリンク

※ 『「奨学金継続願」入力準備用紙』を記入した後に入力してください。

※ 第一種、第二種及び給付奨学金を併用している方は、奨学金の種類毎に入力が必要です。

① バナー「奨学金継続願提出」を選択する

② 提出する「奨学生番号」を選択する

# 「奨学金継続願」入力準備用紙

スカラネット・パーソナルは、同一画面で30分以上経過するとタイムアウトします。  
必ず「入力準備用紙」を準備(記入)した後に入力してください。

2 / 6 画面

## C-あなたの個人情報

あなたの個人情報と貸与明細が表示されますので、確認してください。

## D-奨学金振込みの継続の確認

あなたは継続願を提出して引き続き4月からの奨学金の振込みを希望しますか。

奨学金の継続を希望します 奨学金の継続を希望しません

## E-あなたの返還誓約書情報

登録済みの返還誓約書情報が表示されますので、確認してください。

あなた自身の住民票の住所、電話番号を変更しましたか。

はい いいえ

あなた自身の住民票の住所等に変更がある場合には、下の「住所を変更する」ボタンを押して変更後の住所等を入力してください。

それ以外の情報に変更がある場合には、学校に届出てください。

【人的保証選択者】次の内容が表示されます。←

- ・あなた自身の情報(住民票の住所・電話番号・携帯電話番号)
- ・連帯保証人の情報(漢字/カナ氏名・生年月日・続柄・住民票の住所・電話番号・携帯電話番号・勤務先)
- ・保証人の情報(漢字/カナ氏名・生年月日・続柄・住民票の住所・電話番号・携帯電話番号・勤務先)

【機関保証選択者】次の内容が表示されます。←

- ・あなた自身の情報(住民票の住所・電話番号・携帯電話番号)
- ・連絡先の情報(漢字/カナ氏名・生年月日・続柄・住所・電話番号・携帯電話番号)

「奨学金の継続を希望しません」を選択した場合は、3月までの貸与となり、4月以降は振り込まれません。

この画面の「次へ」ボタンを押すと、入力内容確認画面が表示されます。

あなた自身の住民票の住所又は電話番号のいずれか一方のみを変更・訂正する場合、変更がない項目も入力する必要があります。

表示された内容に変更がある場合は、学校に届出てください。

※ただし、下線の引かれた項目のみの変更は、今回届出る必要はありません。

# スカラネット・パーソナル入力画面「2/6」

## C-あなたの個人情報

1. あなたのお名前は 学支 一郎 さんですね。
  2. あなたの学校は 学生支援大学 ですね。
  3. あなたの奨学生番号は 8XX04999999 ですね。
  4. あなたの選択した保証制度は 人的保証制度(連帯保証人及び保証人を適任) ですね。
- (注1) 他の奨学生番号で貸与中の場合は **それぞれの奨学生番号**で奨学金継続願の提出が必要です。
- (注2) 内容が**違う場合は**右上の「×」ボタンを押してこの画面を閉じ、学校に確認してください。

## 貸与明細

現在の貸与月額 (注3)		100,000円
貸与終了後の貸与総額(予定)		4,800,000円
あなたの希望している返済方法		月賦
貸与終了後の返還総額(予定) (注4)		6,459,510円
	月賦	半年賦
貸与終了後の返還総額(予定) (注4)	6,459,510円	-
貸与終了後の返還額(予定) (注4)	26,914円	-
貸与終了後の返還回数(予定)	240回	-
貸与終了後の返還期間(予定)	20年	-

- (注3) 貸与月額は貸与額通知書作成時点の金額です。
- (注4) 返還総額(予定)と返還額(予定)は利率が未確定のため、基本月額に係る貸与利率については上限 3.0%、増額貸与に係る利率については上限 3.2% 以内で計算しています。

## D-奨学金振込みの継続の確認

あなたは継続願を提出して、引き続き4月からの奨学金の振込みを希望しますか。  
※**家庭の経済状況や卒業後の生活設計を十分考慮のうえ提出してください。**

- 奨学金の継続を希望します  
奨学金の貸与を継続して希望する方は、学校から配付された「貸与額通知書」の貸与額を、連帯保証人(人的保証選択者)または親権者(後見人)の方と確認してください。
- 奨学金の継続を希望しません  
奨学金の貸与を継続して希望しない方は、この画面を送信することにより在学学校長を経て辞退の「異動届」を提出したものとみなし、3月で貸与を終了します。

現在の貸与額が表示されます。

今後も貸与を希望する方は「希望します」を選択。

※ 4月から休学するために、奨学金の振込を「休止」する場合も「継続を希望する」の選択が必要です。

今後、奨学金の貸与を希望しない学生(「辞退」、「退学」等3月で貸与終了)する方は「希望しません」を選択。  
「希望しない」を選択すると、ここで入力終了となります。

※ 第二種奨学金を辞退する方で、利率の算定方法の変更を希望する場合は、2月28日までに「利率の算定方法変更届」を提出してください。

# スカラネット・パーソナル入力画面「3/6」

日本学生支援機構 奨学金継続願 デモサイト

現在の表示画面は3/6です。 入力方法

F-返還の義務

奨学金制度は、意欲と能力のある皆さんが経済的に自立し、自らの意思と責任により学生生活を送れるよう支援するものです。  
また、貸与された奨学金は返還する義務があります。先輩奨学生の返還金が、直ちに後輩奨学生の奨学金として循環運用される仕組みとなっており、返還金が確実に返還されないと、次代の奨学生の採用に重大な支障をきたすこととなります。  
奨学生ひとりひとりがこのような制度の仕組みを理解し、責任をもって返還することが重要です。

返還の義務を自覚している

返還の義務を自覚していない

内容を確認し、正しい場合は「送信」ボタンを押してください。次の画面に進みます。 送信

4月以降も奨学金の継続を希望する方は、必ず「自覚している」を選択してください。

「自覚していない」を選択すると、次の画面に進めません。

次年度も奨学金の継続を希望する方は、必ず「理解している」を選択してください。

「理解していない」を選択すると、次の画面に進めません。

【人的保証選択者】次の内容が表示されます。←

- ・あなた自身の情報(住民票の住所・電話番号・携帯電話番号)
- ・連帯保証人の情報(漢字/カナ氏名・生年月日・続柄・住民票の住所・電話番号・携帯電話番号・勤務先)
- ・保証人の情報(漢字/カナ氏名・生年月日・続柄・住民票の住所・電話番号・携帯電話番号・勤務先)

【機関保証選択者】次の内容が表示されます。←

- ・あなた自身の情報(住民票の住所・電話番号・携帯電話番号)
- ・連絡先の情報(漢字/カナ氏名・生年月日・続柄・住所・電話番号・携帯電話番号)

3/6画面 ←

F-返還の義務

返還の義務を自覚している

返還の義務を自覚していない

G-学業不振の場合の処置

学業不振の場合の処置について理解している

学業不振の場合の処置について理解していない

H-経済状況

は、今回届出る必要はありません。

・「返還の義務を自覚していない」を選択すると、奨学生としてふさわしくないと判断され、次の画面に進めません。  
借った奨学金は貸与終了後に必ず返還する義務があります。ここでは、あなたが返還の義務を自覚しているかどうかを確認します。

・「学業不振の場合の処置について理解していない」を選択すると次の画面に進めません。

学業不振により卒業延期が確定している(又は可能性が極めて高い)場合や、当年度の修得単位(科目)数が皆無の(又は極めて少ない)場合は、「廃止」又は「停止」の処置がとられます。

# スカラネット・パーソナル入力画面「4/6」

2. 主として家計を支えている人(父、母、祖父、祖母など)の昨年1年間(1月~12月)の所得金額を記入してください。(必須)

(注1)所得金額がわからない場合は右上の「×」ボタンを押してこの画面を閉じ、確認後最初からやり直してください。

(注2)1万円未満は切り捨てて入力してください。

1) 給与所得の場合

1) 源泉徴収票等における支払金額  万円  
半角数字

2) 給与所得以外の場合

2) 確定申告の控における収入・売上金額  万円  
半角数字

所得金額  万円  
半角数字

3. その他の家計を支えている人(父、母など)の昨年1年間(1月~12月)の所得金額を記入してください。

(注1)所得金額がわからない場合は右上の「×」ボタンを押してこの画面を閉じ、確認後最初からやり直してください。

(注2)1万円未満は切り捨てて入力してください。

1) 給与所得の場合

1) 源泉徴収票等における支払金額  万円  
半角数字

2) 給与所得以外の場合

2) 確定申告の控における収入・売上金額  万円  
半角数字

所得金額  万円  
半角数字

<給与所得の場合>

2021年1月~12月の源泉徴収票

<給与所得以外の場合>

2021年分の確定申告(控)等の収入証明書

入力の際は、金額の単位に間違いがないよう注意してください。



# 源泉徴収票(給与収入のみ)の場合(画面「4/6」関係)

## 令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受ける 者	住所 又は 居所	東京都千代田区霞が関3-1-1 霞が関マンション501号			(受給者番号)				
					(個人番号)				
					(役職名)				
					氏名	(フリガナ)			
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)			所得控除				
給与・賞与	内 12 000 000 円	9	900	000 円	3				
(摘要)									
生命保険料の 金額の内訳	新生命保険料 の金額	円 180,000	旧生命保険料 の金額	円 100,000	介護医療保 険料の金額	円 90,000	新個人年金 保険料の金額		

国税庁「令和2年分 給与所得の源泉徴収票の記載の仕方」より抜粋

2. 主として家計を支えている人(父、母、祖父、祖母など)の昨年1年間(1月~12月)の所得金額を記入してください。(必須)

(注1) 所得金額がわからない場合は右上の「×」ボタンを押してこの画面を閉じ、確認後最初からやり直してください。

(注2) 1万円未満は切り捨てて入力してください。

1) 給与所得の場合

(例)  
1) 源泉徴収票等における支払金額  万円  
半角数字

2) 給与所得以外の場合

2) 確定申告の控における収入・売上金額  万円  
半角数字

所得金額  万円  
半角数字

3. その他の家計を支えている人(父、母など)の昨年1年間(1月~12月)の所得金額を記入してください。

(注1) 所得金額がわからない場合は右上の「×」ボタンを押してこの画面を閉じ、確認後最初からやり直してください。

(注2) 1万円未満は切り捨てて入力してください。

1) 給与所得の場合

1) 源泉徴収票等における支払金額  万円  
半角数字

2) 給与所得以外の場合

2) 確定申告の控における収入・売上金額  万円  
半角数字

所得金額  万円  
半角数字

# 確定申告(自営業等)の場合(画面「4/6」関係)

FA2200

令和〇〇年〇〇月〇〇日 令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B

住所: 〒 個人番号: 生年月日: フリガナ: 氏名: 職業: 屋号・番号: 世帯主の氏名: 世帯主との続柄:

収入金額等 (単位は円)

事業等 (ア)	課税される所得金額 (21-22) 又は第三表上の⑩に対する税額 又は第三表の⑩	30	000
農業 (イ)	配当控除 (32)		
不動産 (ウ)			
利子 (エ)			
配当 (オ)			
給与 (カ)			
公的年金等 (キ)			
雑業務 (ク)			
その他 (ケ)			
総合譲渡 (コ)			
短期 (サ)			
長期 (シ)			
一時 (ス)			

所得金額等

事業等 (1)	
農業 (2)	
不動産 (3)	
利子 (4)	
配当 (5)	
給与 (6)	
公的年金等 (7)	
雑業務 (8)	
その他 (9)	
⑦から⑩までの計 (10)	
総合譲渡・一時 (11)	
合計 (12)	
社会保険料控除 (13)	

第一表

## <②関係>

「公的年金等」は「給与所得」として扱います。

申告書の「給与」欄+「公的年金等」欄を記入

※「△(マイナス)」は「0(ゼロ円)」として扱います(①~③共通)。

## <③関係>

(例)「営業等」欄 1484318円

「不動産」欄 △120000円(マイナスなので0円)

1484318円+0(△120000円)=1484318円を入力

2. 主として家計を支えている人(父、母、祖父、祖母など)の昨年1年間(1月~12月)の所得金額を記入してください。(必須)

(注1) 所得金額がわからない場合は右上の「×」ボタンを押してこの画面を閉じ、確認後最初からやり直してください。

(注2) 1万円未満は切り捨てて入力してください。

1) 給与所得の場合

②

1) 源泉徴収票等における支払金額  万円

半角数字

2) 給与所得以外の場合

①

2) 確定申告の控における収入・売上金額  万円

半角数字

③

所得金額  万円

半角数字

3. その他の家計を支えている人(父、母など)の昨年1年間(1月~12月)の所得金額を記入してください。

(注1) 所得金額がわからない場合は右上の「×」ボタンを押してこの画面を閉じ、確認後最初からやり直してください。

(注2) 1万円未満は切り捨てて入力してください。

1) 給与所得の場合

1) 源泉徴収票等における支払金額  万円

半角数字

2) 給与所得以外の場合

2) 確定申告の控における収入・売上金額  万円

半角数字

所得金額  万円

半角数字

4. あなたは現在家族と同居していますか。  
※選択内容に応じて、収入・支出の入力項目が表示されます。

- (1)はい
- (2)いいえ

「は い」 生計維持者と同居している場合

「いいえ」 一人暮らし、親戚・兄弟等の家に住んでいる場合





# 収入・支出状況「学費」(画面「4/6」関係)

支払った合計額を記入。下記表から当てはまる金額を計上してください(1万円未満は切捨て)。

(昼間主) 例)前期は「半額免除」、後期は「申請なし」の場合 「前期13万円」+「後期26万円」=39万円 →記入

授業料免除	前期	後期	年間
申請なし (又は不許可)	26万円	26万円	53万円
半額免除	13万円	13万	26万円
全額免除	0円	0円	0円

(夜間主) 例) 前期は「半額免除」、後期は「申請なし」の場合 「前期6万円」+「後期13万円」=19万円→記入

授業料免除	前期	後期	年間
申請なし (又は不許可)	13万	13万	26万
半額免除	6万	6万	
全額免除	0	0	



# 入力内容確認画面

日本学生支援機構 奨学金継続願 デモサイト

印刷

あなたの奨学生番号は8XX06999999です。 20XX年1月10日

### 奨学金継続願情報一覧

あなたの入力した内容は以下の通りです。

1. 記入内容に相違がない場合は下の「送信」ボタンを押してください。「送信」ボタンを押した後で受付番号を確認してください。
2. 記入内容を訂正する場合には 記入内容を訂正するボタンを押してください。

B-誓約欄	
あなたが入力した氏名(カナ)	ガクセイチロウ
あなたの生年月日	平成XX年4月3日
誓約日付	平成XX年1月10日
B-誓約欄の内容を訂正する	

C-あなたの個人情報	
1. あなたの登録済の氏名	学支 一郎
2. 大学/学校名	学生支援大学
3. 奨学生番号	8XX06999999
4. 保証制度	機関保証制度
貸与明細	

J-アンケート	
設問1	(1)
設問2	(1)
設問3	(3)
設問4	
9万円	
J-アンケートを訂正する	

以上の内容に相違がなければ、下の「送信」ボタンを押してください。

送信

画面「6/6」まで入力を終わると「奨学金継続願情報一覧」が表示されますので、入力内容に誤りがないか確認してください。  
確認後は、「印刷」等で画面データを保存してください。

「奨学金継続願情報一覧」の内容に誤りがなければ「送信」ボタンを押してください。  
送信ボタンを押し忘れると、始めから入力となります。

送信後に「受付番号(16桁)」が表示されるので、「奨学金継続願入力準備用紙」の該当欄にメモしてください。



# 「適格認定」とは

- 提出した「奨学金継続願」の内容と修学状況や生活状況を総合的に審査し、引き続き奨学生としての適格性を有しているかを認定します。
- 適格認定は次頁の認定基準に応じて「①廃止」「②停止」「③警告」「④継続」の区分に認定されます。
- 修得単位数に関しては、年間で**31単位以上**修得するようにしてください。目安として**27単位以上が「継続」、26単位以下が「警告」**です。ただし、通算修得単位数に応じて認定区分が変わることがあります。

学 年	1年前期 終了時	1年後期 終了時	2年前期 終了時	2年後期 終了時	3年前期 終了時	3年後期 終了時	4年前期 終了時
標準修得単位数	16	31	47	62	78	93	109

- 医学部医学科生は、進級できれば「継続」となります。
- 「①廃止」又は「②停止」と認定された場合は、4月以降は奨学金が振り込まれません。  
(奨学金の廃止=貸与終了) ①留年となった場合、②1年間の修得単位数が極めて少ない場合(3単位以下)、③修業年限内で卒業が不可(卒業延期確定)とみなされた場合

## 年間を通した「適格認定」

「継続願」提出時の他にも、年間を通して「適格認定」を行います。

### ○ 休学する場合

休学する際に今までの修得単位数を確認します。「廃止」又は「停止」と判定された場合は、休止扱いはできません。

### ○ 学校処分となった場合

停学や訓告等になった場合は、「廃止」又は「停止」となります。

## その他の「適格認定」

- 支給期間満了時(3月満期者及び年度途中満期者)
- 「辞退」又は「退学」に伴う支給終了時

# 認定基準(「認定基準の細目」)

<b>廃止</b> <small>(奨学生の身分を失い交付終了)</small>	<p>次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 卒業延期が確定又は卒業延期の可能性が極めて高い</li> <li>(2) 当該年度の修得単位数が皆無又は極めて少ない</li> <li>(3) 「貸与奨学金継続願」を提出しなかった(虚偽記入を含む)</li> <li>(4) 退学・除籍の処分を受け学籍を失った  <small>※ 授業料未納による除籍処分は異動(退学)として取り扱う</small></li> <li>(5) 学校内外の規律を著しく乱し、貸与奨学生の資格を失わせることが適当</li> <li>(6) その他、貸与奨学生としての責務を怠り、特に貸与奨学生として適当ではない</li> </ul>
<b>停止</b> <small>(交付を停止)</small>	<p>廃止の基準に該当しない者のうち、次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学業成績は廃止相当だが、成業の見込みあり</li> <li>(2) 停学又はその他の処分を受けた</li> <li>(3) 学校内外の規律を乱し、貸与奨学金の交付を停止させることが適当  <small>(不起訴処分の場合に限る)</small></li> </ul>
<b>警告</b> <small>(交付を継続) 成績が回復しない場合は廃止又は停止</small>	<p>廃止又は停止に該当しない者のうち、次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該年度の修得単位数が単位不足による除籍に該当せず、かつ、当該年度の修得単位数が著しく少ない</li> <li>(2) 当該年度の学修の評価内容が他の学生に比べて著しく劣っている</li> <li>(3) 学修の意欲に欠ける</li> <li>(4) 仮進級となった</li> </ul> <p><small>※ 過年度に十分な単位数を修得している者及び16単位未満除籍から除外される者(留学者等)は、卒業延期の可能性(通算修得単位数等)等を確認したうえで判断</small></p>
<b>継続</b>	<p>廃止、停止又は警告に該当しない者</p>

用語	解説
卒業延期が確定	<p>次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 原級留置者</li> <li>(2) 修業年限での卒業が履修登録上限等により不可能な者</li> <li>(3) 修業年限での卒業がカリキュラム上不可能な者</li> <li>(4) その他、学内の定めにより修業年限での卒業が不可能な者</li> </ul>
卒業延期の可能性が極めて高い	<p>物理的には修業年限内の卒業が可能だが、これまでの履修状況等から卒業延期確定者と同様と認められる者</p> <p><small>(目安として、通算標準修得単位数と本人の通算修得単位数に、次年度における標準修得単位数(単年度)以上の乖離が生じている者等)</small></p>
当該年度の修得単位数が皆無又は極めて少ない	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 修得単位数が皆無  <small>当該年度の修得単位数が「0(ゼロ)」の者</small></li> <li>(2) 修得単位数が極めて少ない  <small>皆無ではないが皆無と同程度  <small>(目安として、標準修得単位数の1割以下)</small></small></li> </ul>
成業の見込みあり	<p>修業年限で卒業できる者</p> <p><small>※ ただし「停止」認定の者は、少なくとも停止相当期間(通常1年以内)卒業期を延期することで、十分卒業が可能であること</small></p>

「廃止」該当者も1年延期した後に卒業の見込みがあれば、「停止」にすることが可能です(給付奨学生はやむを得ない事由がある場合)。

## <医学科生が「留年」した者>

留年中は「停止(振込なし)」とし、1年後に進級して復活申請書類を提出することで復活できます。

## <卒業延期が確定した者>

3年次までの通算修得単位数が少なく卒業延期確定となった(1年間留年が見込まれる)場合、4年次に進級の際は「停止」となります。

1年後の4年次終了時点で、あと1年間留年すれば必要な単位が取得でき卒業が見込まれる場合には、4年次終了時点で復活申請書類を提出することで復活できます。

(例) 3年次終了時点で卒業延期が確定している場合

学年	1年次	2年次	3年次	4年次	留年
奨学金の振込み	有	有	有	無(停止)	有
1年間の修得単位数	25	24	24	40	11

5年間で卒業(合計124単位取得)

※ 4年次は「停止」となりますが、1年間卒業を延期した後に卒業が見込まれる場合、5年目で復活して奨学金が振り込まれます。

「奨学金」に関するお知らせ、手続き方法及び各種リンクは、下記サイトから閲覧できます。  
重要なお知らせ等を見逃さないよう、毎日確認するようにしてください。

<https://slsi.skr.u-ryukyu.ac.jp/gksien/>（右記の二次元コード参照）



## ○ E-メールによるお知らせ

説明会の開催等の重要な連絡は、**大学に登録したメールアドレスと、大学から配付されたメールアドレス宛に通知します。**  
**重要な情報を見落とさないよう確認してください。**

(学部学生) [exxxxxx@eve\(又はcs等\).u-ryukyu.ac.jp](mailto:exxxxxx@eve(又はcs等).u-ryukyu.ac.jp)

(大学院生) [kxxxxxx@eve\(又はcs等\).u-ryukyu.ac.jp](mailto:kxxxxxx@eve(又はcs等).u-ryukyu.ac.jp)

“xxxxxx”は学籍番号(数字)

※ 普段使用しない場合は、普段使用しているメールアドレスへ転送設定してください。

※ 受信容量不足のため、メールが送信できない事例が見受けられます。大学メールの容量管理の徹底をお願いします。

## ○ 奨学金の申し込みについて

日本学生支援機構奨学金は、毎年4月に新規募集(定期採用)を行います。奨学金を希望する方は、定期採用時にお申し込みください。

- ① 現在、第二種奨学金の貸与を受けているが、第一種奨学金に変更したい又は第一種奨学金と両方借りたい。  
→ 第二種奨学金の継続願を提出し、4月に第一種奨学金を追加で申し込む。
- ② 現在、給付奨学金を受けているが、第二種奨学金も借りたい。  
→ 給付奨学金の継続願を提出し、4月に第二種奨学金を追加で申し込む。

※学力基準(修得単位数等)を満たしているかを確認してお申し込みください。

※ その他、留学期間中に貸与可能な奨学金もありますので希望される場合は奨学係にご相談ください。

## ○ 奨学金の異動について

学籍に異動が生じる場合(大学を休学、退学、復学する等)は、奨学金の手続きが必要となります。

基本的に学籍にあわせて奨学金の異動を行います。所属学部に提出する休学や復学等の手続きと一緒に、奨学金の手続きも行ってください。

- <休止> 休学や留学をする場合、「休止届」を提出して奨学金の振り込みを休止します。  
※ 留学中に奨学金を継続貸与したい場合は、条件や書類の提出期限がありますので、できるだけ早めに奨学係に相談してください。
- <復活> 復学の際に「復活届」を提出し、休止していた奨学金の振り込みを再開します。(手続きの翌々月の振込日に振込まれます)
- <辞退> 奨学金が不要になった場合は「辞退届」を提出し、奨学金の受給・貸与を終了します。
- <退学> 退学・除籍を予定している場合は「退学届」を提出し、奨学金の受給・貸与を終了します。

## ○ 月額変更について

年度内に月額を変更したい場合(1~3月分からの変更)は1月31日までに月額変更届を提出してください。

1月31日以降に月額変更届を提出する場合は、月額変更の開始日は4月以降となります。

特に、第一種奨学金の貸与・給付奨学金を受けている方で、自宅外から自宅通学に変わった場合は、自宅通学の月額(減額)変更手続きを行ってください。

### <お問い合わせ>

学生部学生支援課奨学係(共通教育棟1号館1階)

(受付時間) 平日 8:30~17:00 (12:00~13:00除く)

(電話) 098-895-8136 ← 電話帳に登録してください

(Eメール) gksygsn@acs.u-ryukyu.ac.jp